

山口市上下水道事業低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市上下水道局会計規程（平成17年水道局規程第26号）によりその例によるものとされた山口市財務規則（平成17年規則第44号）第110条に規定する「最低価格の入札者以外の者を落札者とするとき」（以下「低入札価格調査」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(調査の実施)

第2条 工事担当課は、入札終了後、調査基準価格未満の入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、次の事項について調査する。調査基準価格未満の入札者が複数あった場合は、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から調査・審査し、適正な履行がなされないと認められた場合は次順位の入札者を調査・審査する。

なお、調査後の審査の結果によっては再度調査を行うこともあるので、その旨を調査対象者に伝えることとする。

次の各号に掲げる工事内訳書の資料及び添付資料（以下「資料等」という。）については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等により、工事担当課が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。また、教示を踏まえた資料等の再提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で工事担当課が適切に設定するものとする。

- (1) その価格で入札した理由及び入札価格の内訳書（工事費内訳書の提出を受けていない場合）（様式第3号）
- (2) 手持工事の状況（様式第4号）
- (3) 労務者の確保計画（様式第5号）
- (4) 下請予定業者の状況（様式第6-1号及び第6-2号）
- (5) 手持資材・購入予定資材の状況（様式第7号及び第8号）
- (6) 手持機械の状況（様式第9号）
- (7) 安全対策の計画（様式第10-1号、第10-2号、第10-3号及び第10-4号）
- (8) 品質確保の計画（様式第11-1号、第11-2号及び第11-3号）
- (9) 過去に施工した公共工事（様式第12号）
- (10) 建設副産物の搬出予定の状況（様式第13号）
- (11) 経営内容状況及び信用状況
- (12) その他

(調査の方法)

第3条 工事担当課は、調査対象者に対して、調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して2日以内（日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）に当該内訳書を提出するよう求めるものとする。ただし、入札時に工事費内訳書の提出を受けた工事についてはこの限りではない。提出された内訳書については、数値的判断基準により審査するものとする。なお、期限内に内訳書の提出が無い場合及び提出資料に必要事項が記載されていない場合など調査に協力しない場合並びに持参以外の方法による提出があった場合は、当該入札を無効とする。

2 工事担当課は、調査対象者に対して、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から順次調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）に、前条に掲げる資料等のすべてを提出するよう求めるものとする。ただし、山口市低入札価格調査実施要領第4条に規定する判断基準額を適用する工事については、前条第1項第5号から第11号に掲げる資料等の提出を求めないものとする。

(判断基準)

第4条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断は、別に定める判断基準に基づき行うものとする。

(落札者の決定)

第5条 第2条に掲げる調査を行い、前条に定める判断基準に基づき、低入札価格調査の実施概要（様式第2号）を作成し、落札者を次のとおり決定するものとする。

- (1) 工事担当課が、当該入札者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、当該入札者を落札者と決定する。
- (2) 工事担当課が、当該入札者と契約することによって契約の内容に適合した履行がされないと認めるときは、調査の結果及び意見を記載した書面（様式第14号）を作成し、当該入札の指名審査を行った山口市上下水道事業指名審査会設置要綱に定める山口市上下水道事業指名審査会（以下「指名審査会」という。）に審査を依頼する。指名審査会は最低価格の入札者以外の者を落札者とするものについての審査を行い、その結果を書面（様式第15号）で工事担当課へ通知する。工事担当課は、審査結果等を添付し、山口市上下水道局事務決裁規程に定める決裁区分に従い、落札者決定の決裁を受けるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、山口市低入札価格調査実施要領の例による。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 7 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。